

油断しないで！残暑の熱中症に注意

☎ 健康づくり増進課 ☎ 029-898-2312



気象庁の発表によると、今年の9月は全国的に平年より高い気温になると見込まれています。熱中症と併せて感染症にも十分注意しながら、残暑を乗り切りましょう。

市では、熱中症警戒アラートが発表された時には、市内全域に防災行政無線でお知らせしています。発表された時は、できるだけ外出を避け、涼しい室内で過ごしてください。運動は原則中止しましょう。



▲会話中など、2m以上（目安）を確保できない場合



●マスクを上手に使いましょう

散歩やランニング、通勤、通学の際、屋外でマスクの着用は必要ありません。距離が確保できない場合は、マスクを着用しましょう。

●こまめに水分を補給しましょう

のどが渴いていなくても、1日あたり 1.2ℓを目安に水分を補給しましょう。大量に汗をかいた場合は、塩分も補給しましょう。

●エアコンの継続使用に注意

エアコンは空気を循環させるだけなので、衛生面からも、使用中の換気が重要です。窓とドアなど2箇所を開け、換気しましょう。

今すぐできる！身近な節電のポイント

☎ 環境保全課（霞ヶ浦庁舎）

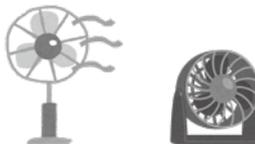
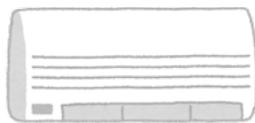


電力の供給が厳しい状況であることから、9月30日まで国から節電要請が出されています。熱中症に注意しつつ、可能な範囲で節電しましょう。また、冬には再び電力需要が高まります。今のうちから身近なところの節電を習慣づけていきましょう。

●エアコン

使う前も、室内を換気する／使うときは、室温を夏は28℃、冬は20℃（目安）に保つ／フィルターはこまめに清掃する

👁 扇風機・サーキュレーターなどを併用し、空気を循環させると効果的



●テレビ

画面の輝度や音量をできるだけ下げる／消すときは主電源を切る／旅行などで長期間見ないときは、電源プラグを抜く

👁 テレビゲーム後も、ゲームの電源だけでなく、テレビの主電源を切る



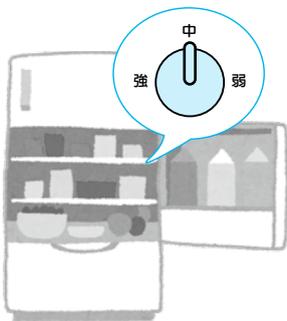
今日から長期出張だ！抜いておこう



●冷蔵庫

設定温度を「中」程度にする／扉の開け閉めの回数を減らす／冷気の流れを良くするため、食材は整頓して入れる

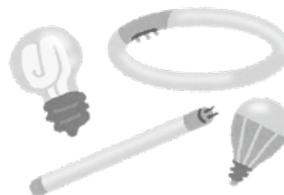
👁 詰め込みすぎると、冷気の流れが悪くなり、消費電力が増える



●照明器具

白熱電球は、蛍光灯やLEDランプなどの省エネ照明に取り替える／こまめに掃除して明るさを保つ

👁 職場でも、使用していない部屋や廊下の照明を消す習慣をつける



くらしのお知らせ

9月は「屋外広告物美化強調月間」



屋外広告物とは、常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示される看板や張り紙、広告板などをいいます。また、「まちの良好な景観の形成」と「公衆に対する危害の防止」の観点から、表示場所や大きさなどを規制しています。

良好な景観保持のため、屋外広告物は必要な許可を受けてから表示してください。

※詳細は、ホームページをご覧ください。

☎ 都市整備課（霞ヶ浦庁舎）

9月は「動物愛護月間」



犬や猫など、動物の不適切・無責任な飼い方や虐待につながる事例、動物による人身などへの加害事例が後を絶ちません。市内でも同様の事例が多数報告されています。

県では、人と動物の共生する社会の実現を目指し、9月を「動物愛護月間」と定め、広く県民に動物の愛護と正しい飼い方についての関心と理解を深めていく期間としています。



【所有表明】

飼い犬・飼い猫の迷子に備え、首輪に鑑札・狂犬病予防注射済票や名札を付け、身元が分かるようにしましょう。マイクロチップを装着・登録することで、より確実な身元の証明ができます。



【不妊・去勢手術】

「殺処分ゼロ」を実現するため、もらい手のいない犬猫を増やさないことが重要です。飼い犬・飼い猫の不妊・去勢手術をしましょう。

【動物の虐待・遺棄は犯罪】

動物の虐待や捨てることは犯罪です。違反すると、懲役や罰金に処せられます。飼えないからと動物を捨てることは、動物を危険にさらし、近隣住民にも多大な迷惑になります。

※動物虐待とは、動物を不必要に苦しめる行為で、正当な理由なく動物を殺したり、傷つけたりする行為だけではなく、必要な世話を怠ったり、けがや病気の治療をせずに放置したり、十分な餌や水を与えないなど、ネグレクトと呼ばれる行為も含まれます。



☎ 環境保全課（霞ヶ浦庁舎）

乗合タクシー「100円回数乗車券」のご使用はお早めに



●100円の回数乗車券は、10月1日から使用できなくなります。

300円の乗車券は引き続き使用できます。



自宅前から指定乗降箇所まで利用できる、便利な乗合タクシーをぜひご利用ください。

販売価格：3,000円（300円券×10枚つづり）

運賃：1乗車600円

※初めて利用する方は、事前登録（無料）が必要です。

※詳細は、ホームページをご覧ください。

☎ 政策経営課（千代田庁舎）

難病患者福祉金の申請受け付け



難病患者の方の生活を支援するために、福祉金を支給します。該当する方は、申請をお願いします。

対象者：土浦保健所から「指定難病特定医療費受給者証」の交付を受け、本市に住居登録し居住している方

支給額：難病患者1人につき年額2万円

申請期間：10月3日（月）～31日（日）

申請窓口：社会福祉課、霞ヶ浦窓口センター（霞ヶ浦庁舎）、中央出張所 ※郵送受付も可能

必要なもの：①申請書 ②指定難病特定医療費受給者証の写し ③受給者名義の預金通帳の写し ④はんこ

※詳細は、ホームページをご覧ください。

☎ 社会福祉課（千代田庁舎）

機構を活用した農地の貸し借り



茨城県農地中間管理機構では、農地を借り受け、農業者へ転貸する事業を行っています。

【地権者が農地を貸すメリット】

◎貸付期間満了後、農地は確実に戻ります

また、継続貸付することもできます

◎設定した地代は、機構から支払われます

◎相続税、贈与税の納税猶予措置が継続されます

【農業者が農地を借りるメリット】

◎長期間（原則10年）借りられるので、安定した営農ができます

◎地代は、機構にまとめて支払っていただき、機構が地権者へ個別に支払います

※現在、農地の貸し借りが成立している農地も、機構を通じた貸し借りに変更しましょう。ただし、全ての農地に対して、機構を通じた貸し借りができるわけではないため、検討している方はご相談ください。

☎ 農林水産課（霞ヶ浦庁舎）

現況届の提出はお済みですか



児童扶養手当の認定を受けている方は、毎年8月に現況届を提出する必要があります。提出していない方は、至急提出をお願いします。

※提出がない場合は、令和4年11月分以降（令和5年1月支給分以降）の手当を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

☎ 子ども家庭課（千代田庁舎）

新入学児の就学時健康診断



令和5年4月に小学校および義務教育学校に入学するお子さんを対象に、学校保健安全法に基づく健康診断を行います。

日時や場所などをお知らせする通知を、9月上旬に郵送しますので、必ず受診してください。

対象：平成28年4月2日から平成29年4月1日までに生まれたお子さん

※通知が届かない場合は、お問い合わせください。

☎ 学校教育課 ☎ 029-886-3327

新入学児へランドセル贈呈



令和5年4月に小学校および義務教育学校に入学するお子さんを対象に、入学祝い品として「ランドセル」を贈呈します。申込書は、就学時健康診断の通知に同封して郵送します。

※通知が届かない場合は、お問い合わせください。

対象：令和5年度の入学式時点で市内在住見込みの新1年生児童または令和5年度に市立小学校および義務教育学校に入学する市外の新1年生児童

申込方法：「入学祝い品支給申込書」に必要事項（希望するランドセルの色など）を記入の上、学校教育課に提出してください。

申込期間：9月13日（月）～10月28日（金）

▼ランドセル見本の展示

場所	期間	時間
あじさい館	9月13日（月）～27日（日） （20日（日）、26日（日）除く）	午前9時～午後5時
千代田庁舎	9月29日（日）～10月13日（日）	～午後5時

展示期間中の田圃@は、見本をご覧いただけますが、お問い合わせには対応していません。

※ホームページでも、ランドセルのサンプル写真を掲載しています。

※詳細は、ランドセル見本展示場所またはホームページをご覧ください。

☎ 学校教育課 ☎ 029-886-3327



募集のお知らせ

「赤ちゃん学校」親子・スタッフ募集



県では、高校生を対象に出産や子育ての体験を語り、抱っこなど赤ちゃんとの触れ合い体験に協力するゲスト親子と、授業実施をサポートするスタッフを募集します。参加方法は、地域の状況によりオンラインに変更となる場合があります。

日時：10月5日（月）、6日（火）（予定）

2時間目または4時間目

場所：茨城県立土浦湖北高等学校

（土浦市菅谷町1525-1） ※現地集合

対象：①ゲスト親子（おむね1歳半までの赤ちゃんとお母さんまたはお父さん）

②スタッフ（子育て経験者）

申込方法：親子とスタッフで方法が異なります。

①ゲスト親子希望の方は、二次元コードから登録フォームにアクセスし、必要事項を入力して送信

②スタッフ希望の方は、次の宛先にメールを送信

【宛先】mamatone.guest@gmail.com

申込期限：9月27日（日）

※詳細は、お問い合わせください。

☎ 特定非営利活動法人ままとーん（事業実施者）

☎ 080-9867-1868（担当者直通）

相談のお知らせ

労働委員会委員による労働相談会



解雇、パワハラなど労働関係のトラブルでお悩みの方を対象に、県労働委員会の委員が無料で相談をお受けします。

電話での相談も可能です。秘密は厳守します。

対象：県内に所在する事業所の労働者、使用者

日時：①10月5日（月）/午後2時～5時

②10月14日（金）/午後2時～5時

③10月20日（日）/午後5時～7時

場所：茨城県庁23階（水戸市笠原町978-6）

※事前予約制です。相談日前日までにご予約ください。

☎ 茨城県労働委員会事務局 ☎ 029-301-5563

不動産鑑定士による無料相談会



不動産の価格などの相談を無料でお受けします。

日時：10月13日（日）/午前10時～正午、

午後1時～4時（1人1時間程度、事前予約制）

場所：県南生涯学習センター（土浦市大和町9-1）

※9月30日（金）午後5時までに電話でご予約ください。

☎ 茨城県不動産鑑定士協会 ☎ 029-246-1222

新型コロナウイルスワクチン情報

問 健康づくり増進課 ☎ 029-898-2312



重症化予防のためには、ワクチンを接種することが重要です。接種券が届いた方やこれから接種対象になる方は、早期の接種を検討し、ご予約ください。申請が必要な方には、申請受付後に接種券を送付します。

▶対象となる方や接種券の申請など

回数	接種の間隔	対象	使用ワクチン	申請
3回目 	2回目接種から 5カ月以上	18歳以上	・ファイザー社 ・モデルナ社	不要
		12歳以上17歳以下	・ファイザー社のみ	
4回目 	3回目接種から 5カ月以上	60歳以上	・ファイザー社 ・モデルナ社	不要
		18歳以上59歳以下で 基礎疾患を有する方、 重症化リスクが高いと 医師が認める方		要
		18歳以上59歳以下の 医療従事者、高齢者施 設の従事者など		要

《申請方法》

①窓口にある申請書に、必要事項を記入し提出 ※郵送も可能

【窓口】

健康づくり増進課（かすみがうらウエルネスプラザ）、千代田窓口センター（千代田庁舎）、霞ヶ浦窓口センター（霞ヶ浦庁舎）、中央出張所

②「いばらき電子申請・届出サービス」から電子申請

電子申請はこちら▶



※今までに接種したワクチンと異なる種類でも、接種可能です。
12歳以上17歳以下の方は、ファイザー社のみ接種できますので、接種協力医療機関をご予約ください。

※申請の際、「基礎疾患を有する方」であることを証明する診断書などは不要です。基礎疾患の範囲は、ホームページをご確認ください。

《接種会場》

- ①接種協力医療機関
- ②県大規模接種会場（産業技術総合研究所）
※接種対象者数に応じて、会場を変更しています。

《予約方法》

- 電話予約（コールセンター）
029-853-0771 午前9時～午後5時（土日祝除く）
- WEB予約（パソコン・スマホ）



ワクチン接種キャンセル待ち登録



市では、ワクチンの廃棄を防ぐため、キャンセル待ちを受け付けています。

対象：次のいずれかに該当する市民の方

- ① 12～17歳で1・2・3回目の接種をしていない
- ② 18歳以上で1・2回目の接種をしていない

※すでに予約していて早期の接種を希望する方も登録可能ですが、キャンセル待ち登録日から予約日が10日以上先の方を対象とします。

条件：市からの電話に対応し、指定の日時に接種会場へ来られる方（接種券を持参すること）

※連絡がつかない場合、次の登録者へ順次連絡します。

登録方法：次のいずれかの方法

- 健康づくり増進課（かすみがうらウエルネスプラザ）の窓口で直接受付 ※電話受付も可能
- 「いばらき電子申請・届出サービス」から電子申請
※詳細は、ホームページをご覧ください。

問 健康づくり増進課 ☎ 029-898-2312

自宅療養者などへの支援



支援の詳細は、お問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

▶食料品の配送支援

市では、自宅療養中のため、宅配やインターネット配送などによる食料品などの購入が困難な世帯を対象に、配送支援を行っています。

※申し込みの急増により、配送品の制限をしています。
お急ぎの方は、民間サービスなどをご利用ください。

▶パルスオキシメーターの貸し出し

市では、自宅療養中の方を対象に、パルスオキシメーターを貸し出しています。

問 健康づくり増進課 ☎ 029-898-2312

▶宿泊施設での療養

県では、新型コロナウイルスに感染した軽症者などを対象に、宿泊施設での療養を受け入れています。

問 茨城県新型コロナウイルス療養施設担当
☎ 029-301-5134

広報

かすみがうら

お知らせ版

■発行日/令和4年9月5日 ■発行/かすみがうら市 ■編集/秘書広報課(千代田庁舎)

☎ 315-8512 茨城県かすみがうら市上土田 461

☎ 0299-59-2111 / 029-897-1111 FAX 0299-59-2176

ホームページアドレス / <https://www.city.kasumigaura.lg.jp>

E-mail / info@city.kasumigaura.lg.jp



ホームページ



環境にやさしい
植物油インキ使用



ユニバーサル
デザインフォント



広報誌を
アプリで読む